

主な出来事

【内政】

- 総選挙結果に対する異議申し立て審理の終了

【外政】

- ムタリカ大統領のCOP25出席

【経済】

- インフレ率が二桁台に
- 最低賃金改正は2020年1月1日から適用

【開発協力】

- 日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力による養蜂設備整備の完工式を開催

【内政】

・憲法裁判所審議及び調停の動き

6日、8月8日から59日間続いた大統領選挙の有効性を問う審理が終了した。一部関係者は、審議終了後45日以内に判決が下されるとしているが、憲法裁判所は判決の具体的日時を発表していない。ポタニ裁判長は、提示された証拠からのみ判決が決定されるとし、世論でさえも本審理の判決には関係がないと述べた。チャクウェラ MCP 党首は、国民に憲法裁判所の判決を尊重するように呼びかけた一方、チリマ UTM 党首はコメントを差し控えた。(6日ネーション紙1～3面、7日タイムズ紙1～3面)

9日、ムタリカ大統領と公共問題委員会(PAC)が協議を行い、暴力が認められないこと、全関係者が各支持者に暴力を行わないよう呼びかけること、そして全関係者が憲法裁判所の判決に従うことについて合意した。また、11日、チャクウェラ党首は、PAC が設定すれば、いつでもムタリカ大統領と直談判を行う準備があると述べた。しかし、後日、各関係者は PAC が設定する他の関係者との面会に難しい条件を付け、PAC の交渉は難航。ムタリカ大統領は、HRDC との面会の条件として、デモの中止を要求。HRDC は、憲法上の権利だとして右要求を却下。UTM は、ムタリカ大統領との面会の条件として、アンサー委員長の辞任を求め、かつ右面会は憲法裁判所の判決の後に行うべきだと述べた。(10日タイムズ紙1、3面、12日ネーション紙1～3面、13日ネーション紙1～4面)

14日、公共問題委員会(PAC)は、憲法裁判所の判決に向けて祈りを捧げるイベントを開催した。チャクウェラ MCP 党首、チシ・ウモジ党(UP)党首、クワニ開発のためのムバクワク運動党(MMD)党首等が参加した。DPP からは、ムタリカ大統領の代理でチムリレンジ副大統領が、UDF からは、チリマ党首の代理でマルンガ広報担当が出席した。しかし、政治アナリストのムタリ氏は、ムタリカ大統領は、今回のみならず総選挙前の祈りも避けたことから、PAC が組織する祈りに価値を見出しておらず、むしろ憲法裁判所の過程を重視していると述べた。チリマ UDF 党首については、先日 PAC の調停の動きに対して、憲法裁判所の判決後に交渉の場が持たれるべきであり、

また、アンサー選挙委員長が辞任すべきだと主張した点から、PAC の調停の動きに価値を見出していないことと指摘した。(15日ネーション紙1～4面、タイムズ紙1、3面)

・デモ及び暴力事件

(1) ムズズ大学のデモ参加学生処分: 10月28日の暴力的な学内デモを組織したとして14名の生徒が処分を受けた(5名退学処分, 3名休学処分, 5名警告処分, 1名は無処分)。右デモは、授業料滞納者に授業登録を行わせない大学方針に抗議したものであり、一部デモ参加者は大学職員に対して嫌がらせを行った。これを受け大学職員がボイコットを行い、大学経営側が今回の生徒の処置を決めた。(2日タイムズ紙3面)

(2) マラウイ大学チャンセラ一校火事: 1日、法学部建物が火事になり、建物の10%(屋根を含む)が被害にあった。放火かどうかは不明。(11月27日には、マラウイ大学ポリテクニク校において、学生寮における一年生対象の窃盗事件の多さに抗議する学生と警察が衝突し、催涙弾が使用され、この混乱に続き、学生寮が炎上した。)(2日タイムズ紙1面、6日ネーション紙3面)

(3) 歳入庁(MRA)職員の解雇を求めるデモ: 10日、右デモがカロンガで行われ、警察官3名が負傷した。(11日ネーション紙1～2面)

(4) HRDC 主催のフリーダム・マーチ: 12月10日は、1964年同日に世界人権宣言が国連総会において採択されたことを受け、世界人権の日とされている。世界人権の日を記念するフリーダム・マーチがリロングウェにおいて行われ、平和裡に終了した。一方、同日、ムタリカ大統領は、人権と言う口実の下、暴力や不正行為を行うものがあるとする声明を発出した。(11日ネーション紙3面、タイムズ紙1、3面)

【外政】

・ムタリカ大統領のCOP25出席

ムタリカ大統領は、12月2日からスペインで行われた国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)に参加し、マラウイを始めとする後発開発途上国に特に甚大な被害を与える気候変動問題の解決に向けて、先進国に対して資金及び技術援助提供を呼びかけた。(2日ネーション紙4面、政府公式フェイスブック、)

・マラウイ・ザンビア・モザンビーク国境問題

3ヶ国はそれぞれの国境沿いの他国域内にインフラや民間所有物が所在している。内閣官房に提出された報告書は、1885年のベルリン合意の物理的国境線を維持するか、それとも各国が他国域内に所有するインフラや民間所有物を考慮し、新たな国境線を引くのかの2つの選択肢を提示している。後者の場合、各国が他国域内に持つインフラ等は性質及び量において異なるため難しい交渉が必要とされる。(8日ネーション紙2面)

【経済】

・飢餓対応のため8,129トンのメイズを配布

1日、チムリレンジ副大統領は、国内の飢餓に直面している人々に対し、政府は8,129トンのメイズを配布する準備があると述べた。最新のマラウイ脆弱性評価委員会(MVAC)の報告書によれば、国内の100万人以上が飢餓に直面し緊急食糧支援が必要となる。メイズ配布はすでに南部では始まっており、各世帯1袋50kgのメイズを3月まで毎月受け取ることができる。(2日ネーション紙3面)

・葉たばこ契約栽培制度のレビュー

たばこ委員会(TC)は、マラウイは葉たばこ栽培にあたり、契約栽培制度(IPS: Integrated Production System)を継続して実施していくべきだと発表した。TCから依頼された外部コンサルタントによりIPSのレビューが行われ、同制度が葉たばこの品質向上、価格の向上、農家の農業投入材へのアクセス向上等の目標を達成していると評価された。(3日ネーション紙13,14面)

・マラウイは災害救援に2,700億クワチャ必要

ムタリカ大統領はスペインで行われた国連・気候変動サミットに参加。同大統領は、気候変動由来の自然災害からの復興のためにマラウイは2,700億クワチャが必要だとアピールした。また、第3次マラウイ成長開発戦略(MGDSIII)において、気候変動対策は優先事項とされ、マラウイは自分の役割を果たしていると強調した。(3日タイムズ紙1面)

・最低賃金改正は2020年1月1日から適用

マラウイ政府は、2020年1月1日から35,000クワチャ/月とする最低賃金の改正が適用されると告示した。一方で、マラウイ労働組合(MCTU)は、労働・スキル・イノベーション省に対し、最低賃金の見直された2019/20年度国家予算の成立から適用まで6か月の猶予が必要であると主張している。最低賃金の見直しは3年ぶりに行われ、前回の改正からは24%増となった。(14日ネーション紙6面)

・世界銀行によるマラウイ経済モニター第10版の発表

12日、世界銀行は、マラウイ経済モニター(MEM)第10版を発表した。同報告書において、安定したクワチャは国内のビジネス環境にとっては好ましいものの、国際市場においては競争性が下がることが指摘されている。また、内国債が積みあがっており、国債が高リスクな状態になっているとも指摘。国債総額は2019年6月時点でGDP比62.8%となっており、過去10年で最も高い水準となっている。(16日ネーション紙13,14面、タイムズ紙ビジネス9面)

・ムパタマンガ水力発電所建設のためのパートナーを募集

13日、クツァイラ・エネルギー大臣は、ブランタイヤにてムパタマンガ水力発電所を建設するた

めの戦略的パートナーの調達手続き開始を発表した。同事業は、ピーク時に1日309MW発電能力を持つダム、下流域で41MWの発電能力を持つダムの2つのダム建設事業であり、今後6か月以内に事業開始予定となっている。発電公社(EGENCO)が30%、国債金融公社が30%を負担する予定となっており、戦略的パートナーとなるドナーには40%負担が期待される。(16日ネーション紙14面、タイムズ紙5面)

・中東部アフリカ鉄道会社が貨物取扱量を拡大

中東部アフリカ鉄道会社(CEAR)は、取り扱う貨物量を増やすため、リンベにコンテナのターミナルヤードを建設。新しいターミナルは20フィートコンテナ1,200台、ワゴン50台を保有できる能力があり、石炭の集積等に用いられる。2020年6月に完成予定。(16日タイムズ紙10面)

・インフレ率が二桁台に

10月は9.6%であったインフレ率は0.8%上がり、11月は10.4%となった。これまで一桁台を維持していたインフレ率が二桁台へと戻った。食糧インフレ率が前月より1.2%増の17.2%、非食糧インフレ率は4.7%となった。この高インフレ率は2017年6月以来である。(19日ネーション紙ナショナル3,4面、タイムズ紙ビジネス9面)

・グリーンベルト庁が800万米ドルの農業プロジェクトを発表

マラウイ政府は、グリーンベルト庁を通じ800万米ドルを投資し、ルンバジ、リロングウェにおいて集約的な野菜作プロジェクトを実施する。Inosselia Commercial Limitedとジョイントベンチャーを組み、JVが51%、政府が49%の資本を持つ。政府はすでに28haの土地を確保しており、同事業により500の雇用を創出すると期待している。グリーンベルト庁によれば、同事業により17のビニールハウスが建設される予定であり、これらができればすぐに野菜栽培を開始できる、また需要主導型の事業であり、国内外の市場もすでに確保している、と述べた。事業対象地はカムズ国際空港近辺であり、今後は近隣国のみならずドバイ市場もターゲットにしている。(20日ネーション紙13,14面)

・食糧安全保障に対する脅威

2019/20年の農繁期に、害虫・ヨトウムシの大規模な被害が予測されている。すでにンコタタ、サリマにおいて26,000haの穀物が被害を受けている。農業・灌漑・水開発省によれば、その他9県でも被害が確認されており被害状況を調査中である。政府は、ヨトウムシ対応に5億クワチャを準備しており、害虫対応に用いられる。同省は、農家に対し害虫被害にあった場合はすぐに農業普及員、農業局に報告し、殺虫剤散布等の対応をとるように呼び掛けている。(24日ネーション紙1-4面)

【開発協力】

・日本から災害救援物資の寄贈

日本の群馬県太田市から、サイクロン・イダイの被災者に対し災害救援物資が寄贈された。3日に行われた贈呈式において、柳沢大使は、災害大国の日本の経験から、マラウイは災害後の対応ではなく、もっと防災に力をいれ被害を最小化するよう提言した。(4日ネーション紙3、4面、5日タイムズ紙5面)

・日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力による養蜂設備整備完工式典

9日、カスング県カトペ協同組合において日本の草の根無償による養蜂設備整備計画の完工式典が行われた。同地域のコミュニティはカスング国立公園の森林伐採により生計をたてていたが、本事業により養蜂を通じた代替収入を得ることが期待され、また森林保護にも貢献が期待される。同式典で柳沢大使は、コミュニティの自立精神こそが国の成長と発展のための鍵であると強調した。バグス産業・貿易・観光大臣は、地方産業化・小規模加工業を支援しており、生産物を国内外の市場に出していけるよう今回の事業で贈与された施設や器具を適切に管理し、活用するようコミュニティの人々に呼びかけた。(11日ネーション紙9面)

・中国による洪水復興のための100万米ドルの支援

中国は2019年3月に洪水被害を受けた人々のために UNICEF を通じ100万米ドルを提供した。この資金は水処理用薬品、栄養療法用治療品、児童保護サービス、学校用品の調達等に用いられる。同資金は中国の南南協力基金のスキームから拠出されている。(13日ネーション紙3面、タイムズ紙5面)

・国際農業開発基金が農業分野の1億2,540万米ドル規模の事業に出資

国際農業開発基金(IFAD)はマラウイの最脆弱層の30万人を対象とした農業の生産性向上及び市場へのアクセス強化プロジェクトに投資を行う。20日、ローマにおいて、IFADと財務省の間で有償、無償あわせ本事業に関する署名が行われた。総事業費1億2,540万米ドルのうち、IFADは5,110万米ドルのローンと1,890万米ドルのグラント、2000万米ドルはOPEC国際開発基金、1,530万米ドルはマラウイ政府負担、残りの1170万米ドルは民間セクター、830万米ドルは裨益者から拠出される予定。このプログラムでは、グランドナッツ、大豆、サンフラワー、ジャガイモ、酪農、畜産(牛肉)、蜂蜜の7つのバリューチェーン開発・構築を支援する。小規模農家の能力強化だけでなく、生産者組合の組織化、中小企業とのパートナーシップ構築促進、地域の道路等のインフラ整備などが行われる。(24日ネーション紙13、14面)